

「社会福祉主事任用資格」

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職である。この資格は、公務員試験に合格し、社会福祉主事に任用されて初めて名乗ることができる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

食物栄養学科には、以下のとおり厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目が開設されており、3科目以上を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。

選択必修科目(3科目以上)

授業科目の名称	単位数		授業方法	単位配分								週時数	備考
	必修	選択		1年次				2年次					
				前期		後期		前期		後期			
				Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		
基礎栄養学		2	講義	2								2	
社会福祉概論		2	講義						2			2	
公衆衛生学		2	講義							2		2	
	0	6		2	0				2	2			